

あいち地域日本語教育指導者向け教材作成業務

委託要綱

1 目的

本県では2020年4月に「あいち地域日本語教育推進センター」を設置し、県内の地域日本語教育の体制整備に取り組んでいる。また、2022年3月に策定した「愛知県地域日本語教育の推進に関する基本的な方針」では施策の方向性として、地域の日本語教室に関わる人材養成への支援に取り組むこととしている。

本事業は、こうした方向性に沿って、自治体が主体となって地域日本語教育を行う際に、専門性を有する人材を確保し、持続可能な体制を整えられるよう、地域で日本語教育に携わる人材の育成を体系的に行うための人材育成の方法を検討、作成する。

2 業務内容

地域日本語教育人材の育成のための教材について、検討会議を開催し、人材の育成カリキュラムに基づいた教材を検討、作成する。

(1) あいち地域日本語教育指導者向け教材作成検討会議の開催

地域日本語教育を実施できる人材を育成するための教材の作成に向けた会議を開催するとともに、会議の運営に必要な業務を実施すること。

ア 委員数：

学識者、あいち地域日本語教育コーディネーター、総括コーディネーター等6名程度

イ 開催回数：計10回程度開催すること

ウ 開催場所：原則名古屋市内とする

※ただし、オンライン開催も可とする。

※会場については県と協議の上、決定する。

エ 検討内容：

「初期日本語教育向け指導者養成講座カリキュラム案」に基づいた「日本語指導者」の育成のための教材内容

オ その他：

- ・会議の内容及び運営について、県と調整のうえ、企画すること。
- ・会議の運営に必要な委員との調整、謝金や旅費の支払い等を行うこと。
- ・委員から有益な発言・意見を引き出せるよう工夫すること。
- ・愛知県作成の『地域における初期日本語教育モデル事業初期日本語教育学習教材「はじめての日本語教室」指導者向け教材活用マニュアル』を参考とすること。
- ・文化庁作成の『日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）』等を活用すること。

(2) あいち地域日本語教育指導者向け教材の作成

2 (1) の開催結果を踏まえ、地域日本語教育を実施できる人材の育成のための教材を作成すること。

ア 対象者

地域日本語教育に取り組む者

イ 作成物

・ 冊子教材

地域日本語教育に取り組む者が、実際に日本語指導者として地域における初期日本語教育に取り組む際に必要となる知識等を理解することができるもの。

① 印刷部数

日本工業規格 A 4 判 40 ページ（両面）以上とし、500 部（言語は日本語）

② 冊子教材に盛り込む項目例

愛知県及び開催地の外国人住民の概況、日対話型初期日本語教育の理念・目的・意義、初期日本語教室参加者の役割、愛知県初期日本語教育教材「はじめての日本語教室」の考え方、行政主体の初期日本語教室の役割、「日本語教育の参照枠」に基づく日本語能力観、対話型初期日本語教育をととした学習と習得、教室運営の留意点等

※冊子の構成や編集等は、県と十分に相談の上実施すること。

(3) その他

- ・ 受託団体は必要に応じて、県が開催する初期日本語教育事業連絡調整会議に出席すること。
- ・ 謝金及び会議費については、文化庁が示す別紙の令和 6 年度参考諸謝金単価表を参考とすること。

3 報告書の提出

(1) 提出物

ア 事業報告書

Word 及び PDF 形式で作成し、これを格納した電子媒体（CD-R 等）を 1 部提出する。

イ あいち地域日本語教育 指導者向け冊子教材

2 (2) イ①で定めた冊子教材を提出する。あわせて、冊子教材のデータを word 及び PDF 形式で作成し、これを格納した電子媒体(CD-R)を 1 部提出する。

(2) 提出場所

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 2 号

愛知県県民文化局県民生活部社会活動推進課多文化共生推進室

TEL：052-954-6102（ダイヤルイン）

(3) 提出期限

2026 年 2 月 28 日（土）

4 留意事項

- (1) 本事業は、受託者で有している知識等に基づき業務を遂行するものとする。
- (2) 本事業は、文部科学省の補助事業「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」を活用して実施するものであり、「愛知県地域日本語教育推進補助金」を始め、他の地方公共団体が実施する助成制度を活用して実施することはできないものとする。
- (3) 本事業により作成する一切の成果物の権利は全て愛知県に帰属するものとする。なお、開発者が著作権を保有しパッケージ化されているソフトウェア等については、開発者が著作権を保有するものとし、その権利の取扱いについては受託者により適切に処理を行うものとする。
- (4) 事業実施において、個人情報等の保護すべき情報を取り扱う場合は、その取扱いに万全の対策を講じること。
- (5) 採用された事業実施提案書に基づき本事業を実施することとするが、事業の実施に当たっては、本県と受託者との協議の上で内容を変更することがある。
- (6) 事業実施にあたっては事前に県と十分協議するとともに、事業実施中についても、事業経過内容全般を常に把握している専任の担当者（本県との連絡調整担当者）を置き、進捗状況を逐次報告すること。
- (7) 委託業務を遂行する上で必要となる一切の経費は、受託者が負担すること。
- (8) 愛知県のロゴマークを使用する場合は、あらかじめ本県に相談して許可を得ること。
- (9) 本事業は、文部科学省の補助事業「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」を活用した事業であるため、会計検査院の実地検査等の対象となること。
- (10) その他、本委託要綱に定めのない事項は、本県及び受託者の協議により定めるものとする。